

平成 21 年 6 月 12 日
総合政策局 建設施工企画課
河川局 治水課

ダム・堰施設技術基準（案）の改定について

～ ダム・堰等に設置されるゲート設備等の技術基準について、
危機管理や維持管理、新材料導入を重視した内容に改定します。～

ダム・堰施設技術基準（案）は、ダム・堰・水門等に設置するゲート設備等の設計、施工、管理に必要な技術的事項を定めた基準です。

平成 11 年の改定から既に 10 年が経過しましたが、近年の気候変動による洪水の頻発が懸念されることから、ゲート設備には確実に機能を発揮することが求められます。このため、ゲート設備が操作不能になるなど機能的状態となることを未然に防止するための検討を行う必要があります。

また、現在までにつくられた数多くのダム・堰・水門等においては、今後、老朽化に伴う故障や維持管理費の増大が大きな課題であり、既存ストックの有効活用の観点から、既設のダム・堰・水門等の効果的かつ効率的な維持管理がますます求められています。さらに新規整備の施設についても、ライフサイクルコストの観点から、新材料の導入によるコスト縮減や長寿命化が必要となっています。

このため、これら施設の治水・利水機能を発揮する上で重要な役割を担っているゲート設備等の設計、施工、管理において、危機管理や効率的な維持管理、ライフサイクルコストの低減を図るため、当該基準の改定を別添資料のとおり行いましたので、お知らせいたします。

※ 詳細な内容については、国土交通省 HP の「機械設備 技術基準」
(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kikaisetubi/kijyun.htm>)
又は「河川 技術・情報」(<http://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/index.html>)
をご覧ください。

問い合わせ先：

国土交通省

(代表 03-5253-8111)

総合政策局建設施工企画課

課長補佐 達家 養浩 (内線 24-943)

(直通 03-5253-8285)

河川局治水課河川保全企画室

課長補佐 竹下 哲也 (内線 35-622)

(直通 03-5253-8455)